

中国信託法について

中野正俊

目次

- I. はじめに
- II. 中国信託法制定の経緯
- III. 中国信託法の構成
- IV. 中国信託法の概観
 - (1) 信託の設定
 - (2) 受託者の義務及び責任
 - (3) 受託者の権利及び権限
 - (4) 受託者の行為の制限
 - (5) 受益者の権利及び義務
 - (6) 受託者の任務終了
 - (7) 信託の終了
 - (8) 公益信託 (略)
- V. 結 語

I. はじめに

すでに周知の通り、中華人民共和国（以下単に中国と言う）すなわち中国の信託法は、単行法として、2001年4月28日第9回全国人民代表大会常務委員会第21次会議において、法律第50号として通過し、同日4月28日に公布、同年10月1日から施行されている⁽¹⁾。

信託制度は、英米法系に属するものであるが、大陸法系に属する中国において信託法を導入したことは、アジア諸国において1882年のインド

信託法 (1882年3月1日施行)⁽²⁾⁽³⁾, 1922年の日本信託法 (1922年4月21日公布, 1923年1月1日施行), 1961年の韓国信託法 (1961年12月30日施行)⁽⁴⁾, 1996年の台湾信託法 (1996年1月26日施行)⁽⁵⁾ に継いで, 5番目となる⁽⁶⁾。中国は, この度の信託法の制定によって, 最新の信託法を有する国とすることができる。

前述したように, 中国信託法は, 最新の法制であるので, 立法論として, 如何なる内容を有する法制になっているのか関心のあるところである。

そこで, 中国信託法を概観し, 主に問題になるとと思われる条文を摘出して, わが信託法と比較しながら, 各条文について解釈論の観点から, その是非を考察してみたい。⁽⁷⁾

- (1) 中国信託法の日本語翻訳については, 亜細亜大学大学院信託法研究会訳「中華人民共和国信託法」法律のひろば第54巻12号72頁以下参照, 李飛「中華人民共和国信託法」信託第212号34頁以下参照。
- (2) インドは大陸法系に属する国ではないが, 1882年のインド信託法は, 1872年のカリフォルニア州民法典と同様, わが信託法の母法と言われている (山田 昭・信託立法過程の研究96～7頁参照)。
- (3) 浜田徳海「印度信託法概論(1)」信託協会会報第8巻第5号1頁以下から「印度信託法概論(7)」信託協会会報第10巻2号28頁に亘って詳細なる研究がある。中野「インド信託法序説(1)」法学志林第78巻第1・2合併号41頁以下, 同「インド信託法序説(2・完)」法学志林第78巻第3号43頁以下, 同「インド信託法上の問題点について—同法の改正問題を手懸りとして—」信託第125号34頁以下参照。
- (4) 中野「韓国信託法について」亜細亜法学第24巻第1号1頁以下参照, 張 亨龍著・日本信託銀行信託法研究会訳・韓国信託法概論 (有信堂1992年)。
- (5) 山田 昭「台湾の信託法について(1)」創価経営論集第16巻2・3合併号19頁以下, 同「台湾の信託法について(2・完)」創価経営論集第23巻3号83頁以下, 畠山文三「台湾信託法」信託186号77頁以下参照。

中国信託法について

- (6) 単行法ではないが、フィリピン民法典第1440条乃至第1457条に信託に関する規定が存する。詳細は、長岐郁也「フィリピン信託法—その構成と日本信託法との比較を中心として—」*亜細亜大学アジア研究所紀要*第28号176頁以下参照。
- (7) 中国信託法の詳細なる研究については、別に、中野「中華人民共和国信託法—条文とコメント—(1)」*亜細亜法学*第36巻第2号19頁以下、同「中華人民共和国信託法—条文とコメント—(2)」*亜細亜法学*第37巻第1号19頁、同「中華人民共和国信託法—条文とコメント—(3)」*亜細亜法学*第38巻第1号67頁以下、同「中華人民共和国信託法—条文とコメント—(4・完)」*亜細亜法学*第38巻第2号参照。上記の論文は、中国信託法には立法論として多くの条文に問題点が見られるので、解釈論でカバーできることを意図して、他国の立法例を紹介しながら、検討したものである。

II. 中国信託法制定の経緯

金融の国際化を国是とする中国は、法典化運動の一貫として、1993年7月頃から、全国人民代表大会財政経済委員会を中心に、大学教授及び実務家が加わり、本格的に信託法に関する立法作業に取り掛かってきた。⁽¹⁾1994年の夏から秋にかけて、信託法起草委員会により「営業信託」に関する規定も併記した第1草案が完成された。⁽²⁾第1草案は、第1章から第11章まで、全文第175条をもって構成されていた。

その後、1996年7月に第5草案が完成された。⁽³⁾第5草案は、営業信託の規定も併記したもので、第1章から第6章までで、全文98条をもって構成されていた。第5草案では、数多くの条文に問題点が見られたが、とくに定義規定について「財産の移転」と規定されていた。⁽⁴⁾

その後、第1章から第6章まで、全文第125条をもって構成された第6草案が完成されている。⁽⁵⁾私に関与したのはここまでで、今回制定された信託法を含め、⁽⁶⁾その後のことは把握していないところである。⁽⁷⁾

第1草案から第6草案までの流れを比較してみると、一貫して営業信

託に関する規定が設けられていたが、その後起草委員会のメンバーの交代があったということもあって、各条文の修正・変更とともに、今回制定された中国信託法は「営業信託」に関する規定が除かれている。

- (1) 江平・周小明「中国における信託法制定に関する若干の構想(上)」法律のひろば第47巻第7号47頁以下、同「中国における信託法制定に関する若干の構想(下)」法律のひろば第47巻第8号61頁以下、中野「中華人民共和国における信託法制定の動向」亜細亜大学アジア研究所所報73号4頁以下参照。
- (2) 第1草案は、第1章総則(第1条～第7条)、第2章信託の設定(第8条～第21条)、第3章信託財産(第22条～第29条)、第4章受託者(第30条～第60条)、第5章受益者(第61条～第71条)、第6章信託管理人(第72条～第77条)、第7章信託の監督(第78条)、第8章信託の変更及び終了(第79条～第92条)、第9章公益信託(第93条～第108条)、第10章証券投資信託(第109条～第149条)、第11章営業信託(第150条～第175条)の配列で制定されていた。ちなみに、第1草案における信託の定義については、「本法において信託とは、委託者が財産権を受託者に移転し、受託者が自己の名義で受益者又は特定の目的のために、信託財産を管理又は処分する法律関係である」と規定していた。この定義規定は、信託の基本的な要素を押さえており、問題はなかった。
- (3) 第5草案は、第1章総則(第1条～第5条)、第2章信託関係 第1節信託の設定(第6条～第10条)、第2節信託財産(第11条～第15条)、第3節委託者(第16条～第17条)、第4節受託者(第18条～第32条)、第5節受益者(第33条～第36条)、第6節信託の変更及び終了(第37条～第46条)、第3章公益信託に関する特別規定(第47条～第59条)、第4章信託会社 第1節信託会社の設立(第60条～第70条)、第2節信託会社の経営規則(第71条～第80条)、第3節信託会社の監督管理(第81条～第83条)、第5章法律上の責任(第84条～第96条)、第6章附則(第97条～第98条)の配列で規定されていた。
- (4) 第5草案における信託の定義について、「本法において信託とは、委託者が受託者に対する信任に基づいて、委託者の財産を受託者に移転し、

中国信託法について

受託者は自己の名義で委託者の指示にしたがって、受益者あるいは特定の目的のために、財産を管理または処分することである」と規定していた。第5草案における信託の定義について、「委託者の財産を受託者に移転し」を「委託者の財産権を受託者に移転し」と修正されれば、信託の定義規定としては、現行信託法の定義規定である「その財産権を受託者に委託して」よりは適切であると思われる。

- (5) 第6草案は、第1章総則（第1条～第7条）、第2章信託関係 第1節信託の設定（第8条～13条）、第2節信託財産（第14条～第19条）、第3節委託者（第20条～第21条）、第4節受託者（第22条～第39条）、第5節受益者（第40条～第44条）、第6節信託の変更及び終了（第45条～第55条）、第3章公益信託に関する特別規定（第56条～第70条）、第4章信託会社 第1節信託会社の設立、変更及び終了（第71条～第86条）、第2節信託会社の経営規則（第87条～第102条）、第3節信託会社の監督管理（第103条～第111条）、第5章法律上の責任（第112条～123条）、第6章附則（第124条～第125条）の配列で規定されていた。第6草案における信託の定義について、第2条に規定し、第5草案の定義規定を修正している。すなわち、第5草案は「委託者の財産を受託者に移転し」と規定されていたが、第6草案は「委託者の財産権を受託者に移転し」と規定されていた。第6草案の定義規定は、第1草案の定義規定とともに、信託制度を有する他国の制定法・判例に合致するものであった。
- (6) 現行信託法が第6草案以降どの段階で「その財産権を受託者に委託して」と変更されたのか不明であるが、それ以前の第2草案（第2条）・第3草案（第2条）にも「その財産権を受託者に委託して」と規定しており、現行信託法が「委託して」と規定したために、第28回信託法学会において、信託ではなく（信託と言えない）、代理や委任と変わらない旨の指摘がなされるようになったのである。立法した以上、信託と言い得るために、解釈論として、「その財産権を受託者に移転して」と読み替える必要がある。
- (7) 全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会編＝主編・卞耀武・中華人民共和国信託法釈義（法律出版社2002年5月）参照。

Ⅲ. 中国信託法の構成

中国信託法の各条文を概観する前に、信託法の構成について、触れておくと、

第1章は、第1条から第5条までで、総則に関する規定として、信託法の制定目的(第1条)、信託の定義(第2条)、信託法の適用範囲(第3条)、国务院の指示権(第4条)、信託活動に対する信託法の基本原則(第5条)などに関して規定している。

第2章は、第6条から第13条までで、信託の設定に関する規定として、信託目的の必要性(第6条)、信託財産の必要性(第7条)、信託の要式性(第8条)、信託証書の記載事項(第9条)、信託の登記(第10条)、信託の無効(第11条)、詐害信託の取消(第12条)、遺言信託(第13条)などに関して規定している。

第3章は、第14条から第18条までで、信託財産に関する規定として、信託財産の範囲(第14条)、信託財産の独立性(第15条)、受託者の固有財産と信託財産との分別(第16条)、信託財産に対する強制執行の禁止(第17条)、相殺の禁止(第18条)などに関して規定している。

第4章は、第19条から第49条までで、信託当事者に関する規定として、

第1節委託者、第2節受託者、第3節受益者などに細分して規定している。

第1節の委託者については、委託者の適格性(第19条)、委託者の権利(第20条)、管理方法の変更(第21条)、委託者の損害賠償請求権(第22条)、委託者による受託者の解任請求権(第23条)などに関して規定し、

第2節の受託者については、受託者の適格性(第24条)、受託者の基本的義務(第25条)、信託利益享受の禁止(第26条)、信託財産の固有財産化の禁止(第27条)、利益相反行為の禁止(第28条)、分別管理義務(第29条)、自己執行義務(第30条)、共同受託者(第31条)、共同受託者の連帯責任(第32条)、記録保存義務および守秘義務(第33条)、給付義

中国信託法について

務（第34条）、報酬請求権（第35条）、報酬請求権行使の要件（第36条）、補償請求権（第37条）、辞任（第38条）、任務の終了（第39条）、新受託者の選任（第40条）、退任受託者の報告書作成義務（第41条）、残存受託者の任務（第42条）などに関して規定し、

第3節の受益者については、受益者の定義（第43条）、信託利益の享受（第44条）、共同受益者における信託利益の配分方法（第45条）、受益権の放棄（第46条）、受益者の期限到来後の債務（第47条）、受益権の譲渡及び承継（第48条）、受益者の権利（第49条）などに関して規定している。

第5章は、第50条から第58条までで、信託の変更および終了に関する規定として、信託の解除（第50条）、委託者による受益者変更権（第51条）、信託の非終了事由（第52条）、信託の終了事由（第53条）、信託財産の帰属権利者（第54条）、信託財産移転までの信託の存続（第55条）、信託財産に対する強制執行の例外（第56条）、信託終了における受託者の権利保護（第57条）、信託の終了における受託者の計算報告書作成義務（第58条）などに関して規定している。

第6章は、第59条から第73条までで、公益信託に関する規定として、公益信託における準用規定（第59条）、公益信託の公益性（第60条）、公益信託の奨励（第61条）、公益信託の許可（第62条）、非公益信託に対する信託財産の使用禁止（第63条）、信託監察人の設置（第64条）、信託監察人の権限（第65条）、公益信託における受託者の辞任（第66条）、公益事業管理機構の検査（第67条）、公益事業管理機構による受託者の変更（第68条）、公益事業管理機構による信託条項の変更（第69条）、公益信託における受託者の報告義務（第70条）、公益信託における受託者の任務（第71条）、公益目的の継続（第72条）、信託当事者の提訴権（第73条）などに関して規定している。

第7章は、第74条で、附則に関する規定として、信託法の施行期日に関して規定している。

今回制定された中国信託法は、第7章まで、全文第74条をもって構成されている。第6草案まで併記されていた「営業信託」に関する規定は

削除されている。

個々の条文の内容は別にして、中国信託法の構成の仕方は、台湾信託法と同じではないが、類似するものと思われる。

- (1) 各条文の見出しは、条文の内容に基づいて、筆者の責任で付したものである。

IV. 中国信託法の概観

中国信託法の各条文を概観し、立法論して問題になると思われる各条文について、解釈論の観点からその是非を検討してみたい。⁽¹⁾

(1) 信託の設定

先ず、信託の定義について(第2条)、「本法において信託とは、委託者が受託者に対する信任に基づいて、委託者の財産権を受託者に委託して、受託者が委託者の意図に従って自己の名義で、受益者の利益または特定の目的のために、財産を管理又は処分を行う行為をいう」と規定している。本条の特色は、インド信託法第3条・韓国信託法第1条と同様、⁽²⁾「委託者の受託者に対する信任に基づいて」と規定したことである。また、「その財産権を受託者に委託し」と規定しているが、日本の信託法第1条のように、「財産権を受託者に移転その他の処分を為し」と言う文言は設けられていない。しかし、インド信託法は「委託者の財産権を受託者に移転し」と規定しているのであるが、「財産権の移転その他の処分を為し」と同趣旨の規定と解釈すべきであるとの指摘もある⁽³⁾ので、中国信託法の定義規定においても、同じように解釈してはどうかと思われる。そうでなければ、解釈論として、信託と言えないからである。信託と言い得るためには、財産権の移転がなければならないのである。

つぎに、無効な信託に関する規定のもとで、信託財産の確定性(第11条2号)、受益者の確定性(第11条4号)に関して規定し、信託の三大

確定性とは別に、信託目的の必要性（6条）、信託財産の必要性（7条）を規定している。受益者の必要性については格別規定されていない。必要性の規定と確定性の規定は、解釈論として、内容的に重複するものであり、二重に制定する必要はない。従って、立法論として、確定性に関する規定とするか或いは必要性に関する規定にするか、どちらかに整理されるべきであろう。

第10条2項には、「信託は登記をしなければ無効である」旨の規定があるが、信託の登記方法等に関する法律や規定を見つけないことができない。信託においては、財産権の変動を来すので第三者に与える影響はきわめて大きい。したがって、株式、社債券、手形および小切手等有価証券の公示方法を含めて、信託の登記・登録は必要不可欠である。「信託は登記をしなければ無効である」旨の規定のみではなく、明文の法律の規定⁽⁴⁾を設けるべきことは言うまでもない。

日本信託法は、不法な目的として、脱法信託（第10条）、訴訟信託（第12条）および詐害信託（第12条）を並べて規定しているが、中国信託法は、脱法信託、訴訟信託を第11条に無効な信託として規定し、詐害信託は第12条に別個独立して規定している。脱法信託と訴訟信託は無効であるが、詐害信託は取消し得る信託とするために、この区別を鮮明にするためと思われる。しかし、このような規定の仕方は、英国信託法第11条⁽⁵⁾・台湾信託法第5条⁽⁶⁾にみられるところが、立法論として、最善とは言えない。

信託は、契約によって設定されることは勿論（第8条）、遺言によっても設定することができることになっている（第13条）。

（2） 受託者の義務及び責任

受託者の義務については、とくに主なものとして、まず、第25条には、「(1)受託者は、信託証書の規定を順守し、受益者の最大利益のために信託事務を処理しなければならない。(2)受託者は信託財産を管理するにあたり、職務を尽くし、誠実、信用、慎重、有効的に管理の義務を遂行しなければならない」と規定している。本条は、受託者の忠実義務の

規定か否か解釈論として議論の存するところであるが⁽⁷⁾、いずれにしても、受託者の基本的な義務を明定するものである。それにしても、立法論として、(2)項は不要で、(1)項のみの規定でもよいのではないかと思われる。本条第2項の規定は、解釈論として、善管注意義務の規定として設けられたものであろうか。

第26条第2項は、「受託者が前項の規定に違反し、信託財産を利用して自己のために利益を追求した場合、受託者が得た利益は信託財産に帰属する」と規定する。受託者の義務として草案作成者の立法趣旨は理解できるが、解釈論として、第14条第2項の規定で足りるのではないかと思われる⁽⁸⁾。

第29条は、「受託者は、信託財産とその固有財産を分別して管理し、分別会計をしなければならない」と規定し、受託者の分別管理義務を明定している。草案作成者は、信託財産と受託者の固有財産とを物理的に分別管理すれば事足りると考えられたのであろうが、両者間を明確に区別するためにも、信託の公示が必要になる。そして、この規定は、16条1項の規定と重複しており、整理されるべきである。第16条の規定はまったく奇々怪々な規定で、後で触れることにしたい⁽⁹⁾。

第30条は、自己執行義務を規定するもので、「(1)受託者は、自ら信託事務を処理しなければならない。但し、信託証書に別段の定めがあるか又はやむを得ない事由がある場合は、他人にその処理を委託することができる。(2)受託者は、法により信託事務を他人に委託した場合には、この者が代行して信託事務を処理した行為につき責任を負う」と規定している。この規定は、立法趣旨については格別問題にすることはない。しかし、「法により」とか「委託し」と言う文言は気になるところである⁽¹⁰⁾。

第31条は、共同受託者による合手的行動の義務に関する規定であるが、(3)項の「共同受託者が共同で信託事務を処理するにあたって意見が一致しない場合は、信託証書の定めに従い処理する。信託証書に別段の定めがない場合は、委託者、受益者又は利害関係人によって決める」と規定している。この規定は、日本信託法と相違して、裁判所によるもの

ではなく、あくまでも、委託者、受益者又は利害関係人間で決めることになっている。意見が一致すれば問題ないが、「意見の一致しない場合」も十分に考えられることであって、それでも「意見の一致を見ない場合」にはどうするのか疑問の残ることになる。「意見が一致しない場合」は、裁判所に裁定してもらうことにすべきであろう⁽¹¹⁾。

第32条は、共同受託者の連帯責任に関する規定であるが、第2項の規定は「共同受託者の一人が信託目的に違反して信託財産を処分しまたは管理職責の違反もしくは信託事務処理の失当により信託財産に損失を生ぜしめた場合は、その他の受託者は連帯して賠償する責任を負わなければならない」と規定している。違反行為に加担していなくても、連帯して賠償責任を負わなければならないとしたのは、共同受託者として、共同受託者間の相互監視義務を徹底したものと言える。ちなみに、委託者が共同受託者とする場合、共同受託者の総合的能力の発揮を期待することもあることに留意しなければならないであろう。

第33条は、受託者の書類作成と備置義務を規定したものがあるが、守秘義務について、何人に対する守秘義務であるかが問題になり、受託者と取引する第三者との間で問題になる。受託者と取引する第三者によっては、何人が委託者であり、受益者であるかは関心のあるところである。守秘義務の対象になる信託事務の処理に関する書類は、動産や債権についての公示の役割もすると言われて⁽¹²⁾いるからである。

第34条は、受託者のもっとも基本的な義務である受益者に対する給付義務を規定するものであるが、「信託財産を限度として」の文言は不要のように思われる。この「信託財産を限度として」という文言は、第5草案にもあり、削除すべきことを提言したところである。何か深い意味があるのか知りたいところである⁽¹³⁾。

受託者の義務について、条文の順序にしたがって概観してきたが、善管注意義務に関する明文規定が存しない。善管注意義務は、受託者の信託事務処理全般に関する義務として、きわめて重要なものである。立法論として、受託者の善管注意義務に関する規定を欠缺するのは問題である⁽¹⁴⁾。

(3) 受託者の権利及び権限

先ず、受託者の権利について、第35条は、受託者の報酬請求権を規定するもので、原則無報酬とし、信託証書に報酬に関する約定があれば報酬を得る権利を有し、信託証書に予めその約定がなくても、信託当事者の協議または合意によって補充の定めができることになっている。また、約定された報酬については、信託当事者の協議または合意によつて、報酬額を増減することができることになっている。信託証書に予めその約定がなくても、信託当事者の協議または合意によつて補充の定めができる旨の規定になっているが、解釈論として、本法は、民事信託に関する規定を前提としているので、日本信託法（第35条）や英国信託法（第65条第2項）のように、原則無報酬の規定に徹底させた方が良いでしょう。この請求権は、信託目的に違反して信託財産を処分したり、管理の失当によって信託財産に損失を生ぜしめた場合には、信託財産を原状回復するか、賠償するまでは、報酬を請求することはできないことになっている（第36条）。この規定は、格別問題にすることはないのであろう。

第37条は、受託者の補償請求権を規定するもので、信託事務の処理のために支出した費用は信託財産のみが負担するものとして、受託者が固有財産をもって前払いしたときは、信託財産に対して優先的に補償を受ける権利を有すると規定している。日本信託法は信託財産のほか受益者に対しても請求することができる（第36条2項）、中国信託法は、信託財産のみが補償義務を負うことになっている。補償額が大きくて信託財産から補償を得られない場合は、解釈論としても、信託財産の補償で満足しなければならないことになる。この補償請求権は、受託者が管理職務の違反または信託事務処理の失当の場合には、受託者の固有財産が負担することになっている。補償請求権は、報酬請求権とは相違するけれども、同じような性質の権利と捉えられているように思われる。⁽¹⁶⁾

(4) 受託者の行為の制限

第26条は、受託者は、報酬を受けることを除いて、信託財産を利用して自己のために利益を図ってはいけないことになっている。信託財産を利用して自己の利益にした場合、その利益は信託財産に帰属させなければならないことになっている。要するに、受託者は、信託財産の名義人として信託財産を管理処分する者であるから、信託報酬を除いて、その立場を利用して、信託の利益を得てはならないことを意味するものと思われる⁽¹⁷⁾。

第27条は、受託者は、信託財産を固有財産にしてはならない旨を規定している⁽¹⁸⁾。この規定だけでは何ら問題がない様に思われるが、第28条は、「受託者は、信託財産と固有財産との取引または他の信託財産間の取引をしてはならない」と規定し、但書には「信託証書に別段の定めがある場合または委託者もしくは受益者の同意を得てかつ公平な市場価格で取引する場合はこの限りではない」と規定しているが、第28条の規定により第27条の立法趣旨が曖昧になっている。第27条と第28条は意味的に重複しており、第27条は、不要な規定であると思われる。

(5) 受益者の権利及び義務

受益者の権利義務については、第43条に受益者の適格性に関して規定し、その第2項は「委託者は受益者になることができるが、同一信託の単独の受益者となることができない」と規定している。「受託者は単独受益者になることはできない」と言うことは理解できるが、「委託者が同一信託の単独受益者になれない」と言う規定は理解できないところがある。これは、恐らくミスプリと思われるが、第2項は不要な規定と思われる。

第44条は、「受益者は、信託の効力が生じた日から受益権を享受する⁽¹⁹⁾」ことになっている。解釈論として、「受益者に指定された者は、当然に信託の利益を享受する」と解することができると思われる。

第46条は、受益者の受益権の放棄に関する規定として、受益者に指定された者は、信託行為の効力発生と同時に受益の意思表示なしに信託の利益を享受し得る者であるが、同時に受益者は受益権を放棄することも

できる旨を規定している。⁽²⁰⁾ 受益者に指定された者は、自己の意思に反して信託の利益を享受することを強要されることはないからである。そして、受益者の全員が受益権を放棄した場合には、信託は終了するが、一部の受益者が受益権を放棄した場合には、(1)信託証書が指定する者、(2)その他の受益者、(3)委託者またはその相続人が受益権を取得することになっている。第(1)号から第(3)号までの者も受益権を放棄することができるのか問題になるが、放棄できることを前提にしているから、第(1)号から第(3)号まで規定したと解することができる。

第47条は、「受益者は弁済期にある債務を弁済することができない場合は、信託受益権をその債務の弁済に充てることができる」ことになっている。受益権をもって弁済できるとしても、債権額にもよるが、受益権による弁済で債権者が満足するか疑問である。少なくとも、自益信託の場合には、受益者は、債務額にもよるが、受益権による弁済方法のみではなく、信託を解除して、信託財産をもって弁済し得る方法も必要であろう。

第48条は、「受益者の信託受益権は、法に従って譲渡または相続することができる」旨を規定している。受益権は、経済的価値のある財産権であるので、原則として、第三者への譲渡または相続の可能性を容認するものである。このように、受益権の移転性を容認する以上、譲渡や相続に限らず、質権の設定性や差押の可能性も容認しなければならないことになる。「原則として」と言うことは、自益信託の受益権については問題がないとしても、他益信託の受益権については、問題があるので、委託者の信託設定意図を考慮して、但書により一定の制限を課すことができることにしたと思われる。それにしても、受益権の譲渡について、どのような方法で譲渡し得るのか問題になる。本法が民事信託（個別信託）を前提にする限り、原則として、受益権を有価証券にすることができず、また、指図証券や無記名証券にすることも許されないとと思われるからである。⁽²¹⁾

第49条は、受益者は、信託の設定者である委託者の有する権利すなわち信託財産の管理処分⁽²¹⁾の調査権（第20条）、信託財産の管理方法の変更

権（第21条）、信託違反に対する取消権（第22条）、受託者解任請求権（第23条）をも併有することになっている。この規定は、他益信託における規定で、委託者に与えられている権利を受益者も有するものとして、別個独立して規定されたものである。受益者が委託者と共有する権利を行使する場合、「委託者の意見と一致しない場合には裁判所に裁定を求めることができる」ことになっている。解釈論として、委託者が死亡して存在しないならば、裁判所による裁定は必要ないということかが問題になる。「委託者の相続人」という文言がないからである。

受益者の義務について、前述したように、受託者の損害および補償請求権について、日本信託法によれば、受託者は受益者に対して損害および補償を請求することができることになっているが、中国信託法においては、信託財産が負担することになっており、受益者は受託者に対して、何ら負担しなくてもよいことになっている。

レジメとの関係上、委託者に関して触れる機会がなかったが、委託者に関しては、第20条以下に規定がある。日本信託法では委託者と受益者とが併有する権利として同一条文に規定するが、中国信託法は委託者の権利として、受益者の権利とは別個独立して規定している。日本信託法と相違する点を簡単に触れておくと、第21条の管理方法の変更について、委託者の信託財産に対する管理方法変更権は裁判所に対して行使するのではなく、直接受託者に対して行使することができること、また、第22条の受託者の信託違反による信託財産の処分については、委託者も取消権を有すること、さらに、信託財産の復旧請求権や損失補償請求権も委託者が有することになっている。このような請求権は、委託者が取消事由を知り又は知り得た日より1年以内に行使しなければ消滅することになっている。

第23条は、委託者の受託者解任請求権に関する規定である。この解任請求権は、日本信託法では委託者も有しており、裁判所に対する請求権として規定されている。これに対して、中国信託法においては、委託者は、裁判所に対して請求することもできるが、裁判所によらず、「信託証書の規定に基づき受託者を解任することができる」ことにもなってい

る。

(6) 受託者の任務終了

受託者の任務終了については、第39条によれば、「つぎの規定に該当する場合、受託者の任務は終了する。(1)死亡または法により死亡を宣告された場合、(2)法により民事上の行為無能力または行為能力制限者であることを宣言された場合、(3)法により取消しまたは破産を宣告された場合、(4)法により解散しまたは法定資格を喪失した場合、(5)辞任または解任された場合、(6)法律または行政法規が定めるその他の事由が存する場合」と規定し、「受託者の任務が終了したときは、その相続人または遺産管理人、後見人、清算人は、適切に信託財産を管理し、新受託者が⁽²⁴⁾信託財産を引き継げるように協力しなければならない」と規定している。

受託者の任務が終了した場合、新受託者の選任については、第40条に規定があり、それによると、「受託者の職務が終了する場合には、信託証書の規定に基づいて新受託者を選任する。信託証書に別段の定めがない場合は、委託者が選任し、委託者が指定しないかまたは指定できない場合は、受益者が⁽²⁵⁾選任する」ことになっている。この点は、日本信託法によれば(第49条)、裁判所に対して請求し、裁判所が選任することになっている。

(7) 信託の終了

信託の終了については、まず、第50条は、「委託者が受益者と同一人である場合、委託者またはその相続人は、信託を解除できる。信託証書に別段の定めがある場合はその定めに従う」と規定している。自益信託における解除に関する規定である。委託者は、自己の利益のために設定したのであるから、いつでもその信託を解除できるのは何ら問題はない。しかし、「信託証書に別段の定めがある場合はその定めに従う」ことになっており、信託の解除を制限するような規定になっている。この「信託証書に別段の定めがある場合はその定めに従う」と言う文言は、⁽²⁶⁾解釈論として、日本民法第651条2項の役割をさせることを意図しているのであろう。したがって、「信託証書に別段の定め」をすることに

よって、委託者またはその相続人は、いつでも信託を解除することができるが、その解除が受託者にとって不利益な時期になされたときには、受託者に対して、損害賠償をしなければならないことになる。

日本信託法は、「信託の解除に関し信託行為に別段の定めあるときはその定めに従う」と規定し、受託者にも解除権を認める規定になっているが、⁽²⁷⁾ 前述の中国信託法第50条は、「委託者が受益者と同一人である場合、委託者又はその相続人は、信託を解除することができる。信託証書に別段の定めがある場合にはその定めに従う」と規定する。主語が委託者またはその相続人になっているので、解釈論として、受託者の解除権を「信託証書に別段の定め」をすることはできないことになる。したがって、受託者は信託を解除できないことになっている。

第51条は、信託設定後における委託者の受益者変更権に関する規定である。第2項との関係で、ここに規定したと思われるが、立法論として、第4章第1節の委託者に関する規定の中に編入させるべきと思われる。委託者の権利の一つだからである。

第52条は、「信託は、委託者又は受託者が死亡もしくは民事上の行為能力を喪失し又は法に従って解散もしくは取消もしくは破産の宣告があったときでも終了することはなく、また、受託者が辞任しても終了しない」旨規定している。このような信託の非終了事由に関する規定は、委託者は信託設定後離脱することに加えて、「信託は受託者が欠けても失効しない」と言う原則に基づくものであり、信託の終了と受託者の任務終了との相違を明らかにするものであるが、立法論として、⁽²⁸⁾ 不要な規定と思われる。

以下、信託終了の効果に関する規定であるが、格別問題はないと思われる。

最後に、レジメとの関係で、触れることのできなかつた疑問があると思われる規定について概観すると、

まず、第15条には「信託財産は、委託者が信託を設定していないその他の財産と区別しなければならない」と規定している。この意味はどうしても理解しがたい規定内容になっている。信託財産は受託者に引き渡

されるので、委託者が信託を設定していないその他の財産と区別しなければならないような状態は生じないからである。立法論として、不要な規定と思われる。

つぎに、第15条は、続いて、「信託設定後、委託者が死亡し、または法により解散し、もしくは取消し、もしくは破産を宣告された場合において、委託者が単独の受益者であるときは、信託は終了し、信託財産はその相続財産または破産財団に属する」と規定している。信託証書に別段の定めがなくても、当然に信託は終了ことになっている。信託の終了事由を規定する第53条と矛盾することになる。信託の設定者である委託者が受益者であるため、委託者の死亡により受益者が不存在になり、信託を存続させることの意義はないと草案作成者は判断されたものと思われる。しかし、日本の地裁であるが、委託者が破産した場合、受託者の任務も終了しないことはもちろん、信託も終了しない旨判示した事例が存するのである⁽²⁹⁾。さらに、但書に「その受益権は相続財産あるいは破産財団に属する」と規定するが、「その受益権は」と言うのは適語ではなく、「当該財産は」または「信託財産は」と言うべきであろう。このこととは別に、立法論として、この規定の内容から、この位置での規定で適切かきわめて疑問である。

さらに、第16条は、「信託財産は、受託者が所有する財産（以下、固有財産と略称する）と区別しなければならず、受託者の固有財産に帰属させまたは固有財産の一部にしてはならない」と規定し、第2項では「受託者が死亡し、または法により解散し、もしくは取消し、もしくは破産を宣告されて、信託が終了したときは、信託財産はその相続財産または破産財団に属しない⁽³⁰⁾」と規定している。立法論として、第1項の趣旨は、第27条および第52条と重複しており、なぜこのような規定を設ける必要があるのか不思議に思われる。また、第2項については、この規定に抵触する規定が第39条第1号に存する。英米の原則であるが、「信託は受託者が欠けても失効しない」と言う原則があるのにも拘らず、「受託者が死亡し信託が終了したとき」と言う文言は、立法論として、疑問のある規定と言うことができる。第16条の規定により、解釈論とし

中国信託法について

て、第39条第1号の規定は存在意義を失うことになるであろう。⁽³¹⁾

最後に、信託管理人制度⁽³²⁾および信託の監督に関する規定が存しない。⁽³³⁾ 信託管理人（信託監察人）に関する規定は公益信託に見られるが（第64条）、私益信託においても集団信託には欠くことのでない制度であり、また、信託の監督に関する規定も公益信託には見られるが（第67条）、民事信託（私益信託）に見られない。立法論として、疑問であることは言うまでもない。

なお、公益信託については、本稿では検討していないが、別稿で改めて考察する予定である。

- (1) 本稿は、中国信託法における各条文の配列に基づいて概観していないことをお断わりしておきたい。
- (2) インド信託法第3条は信任（confidence）と言う文言をもって信託を定義し、韓国信託法第1条第2項も「信任」（漢字）と言う文言をもって信託を定義している。
- (3) 浜田徳海「印度信託法概論(1)」信託協会会報第8巻第5号2頁参照。
- (4) 体系的な登記に関する法律の制定が不可能であれば、完全とは言えないけれども、信託を管理する主たる所在地の人民法院に「信託証書」（第8条・第9条）をファイルすることで、登記の代わりをさせることも考えられる。しかし、第33条に規定する受託者の守秘義務を徹底することはできなくなる可能性がある。
- (5) 制定法ではないが、G.W. Keeton and L.A. Sheridan, *The Digest of the English Law of Trusts*, §11, pp.25～26。同書の翻訳は海原文雄・中野正俊監訳＝日本信託銀行信託法研究会訳・イギリス信託法17～18頁参照。
- (6) 台湾信託法第5条（信託行為の制限）参照。
- (7) 中野「信託における受託者の忠実義務」法学志林第98巻第2号223頁以下参照。
- (8) 第14条第2項は「受託者が信託財産の管理、処分又はその他の事由により取得した財産は信託財産に属する」と規定する。本条の立法趣旨は受託者が信託財産を利用して自己のために利益を追求した場合であっても、また、受益者のために利益を追求した場合であっても、受託者が得

た財産はすべて信託財産である旨を規定するものだからである。

(9) 本書18頁

(10) 「法により」とは信託法の意味ならば不要であり、「委託」とは委任や代理を連想させる文言である。したがって、第2項は、「受託者は、他人に信託事務を処理させた場合、この者が信託事務を処理した行為につき責任を負う」と規定すべきであろう。日本では「他人」に相当する者を代人—独立の所見を以て事務を処理、決行する者—と呼称し（四宮和夫・信託法〔新版〕237頁）、受任者や代理人（復代理人）と相違する概念として使われている。

(11) カリフォルニア州信託法第15620条は「信託証書に別段の定めのない限り、二人以上の受託者に帰属する権限は、同意見においてのみ行使され得る」と規定し、同1562条のコメントには「その構成員の多数決によって行動することができる」と記述している。日本の信託理論によれば、「共同受託者間で意見の一致しない場合」、裁判所に裁定を求めることができるが、多数決による決定は認めていない（通説）。ちなみに、受益者は、第20条乃至第23条に規定する権利を行使するにあたり委託者と意見が一致しない場合、人民法院に対して裁定を求めることができることになっている（第49条参照）。

(12) 四宮和夫・前掲書227頁脚注(1)後段参照。

(13) 「信託財産を限度として」ではなく、「信託利益を限度として」ならば、それなりの意味は通じることになる。台湾信託法第30条は、受託者の有限責任に関して（日本信託法第19条）、「受託者が信託行為により受益者に対して負担する債務は、信託財産を限度においてのみ履行の責任を負う」との規定を誤解されているのではないかと思われる。

(14) 草案作成者は、第25条第2項の規定を善管注意義務の規定と解されているのであろうか。

(15) 台湾信託法第38条第2項参照。

(16) 補償請求権は法律上の権利であるが、報酬請求権は契約上の権利である。すなわち、前者は「信託証書に特段の定め」がなくても当然に発生する権利であるが、後者は「信託証書に特段の定め」をすることによって発生する権利である。

中国信託法について

- (17) 解釈論として、受託者の忠実義務を規定するのか議論の存するところである。
- (18) 解釈論として、受託者の忠実義務を規定するのか議論の存するところである。
- (19) 解釈論として、信託の設定時か信託の効力発生時かについて問題になるが、後者に立法論的に解決している（日本の通説である）。
- (20) この位置での受益権放棄に関する規定は、立法論として、賛同する。
- (21) 前田 庸「Ⅶ 受益権」信託法研究第10号58頁参照。
- (22) 日本信託法第31条では、受益者の固有の権利になっている。この取消権をめぐる、わが国の信託法学者間のみならず、英米の信託法学者間でも、対人権か対物権かについて、議論されてきた（海原文雄・英米信託法概論258頁以下参照，神田博司・三和一博「信託の本質について—信託受益者の権利の性質—」法学新報第64巻80頁以下参照）。受益者の取消権は、受託者と取引した第三者との間の法律行為を取り消すことのできる権利だからである。信託の基本的構造にも関係するもので、きわめて重要な問題である。
- (23) 委託者が信託財産の復旧請求権や損失補償請求権を有することは格別問題ではないが、並列して、取消権をも有とするのは問題である。取消権は受益権から派生する権利だからである。なお、中野「信託受益者の取消権について」小林一俊先生古稀記念論文集酒井書店（2004年3月出版予定）。
- (24) 受託者が更迭された場合、信託財産の管理人制度が採用されていないために、解任受託者も辞任受託者も新受託者が選任されるまで、信託財産を管理することになる。解任受託者になお信託財産を管理させるのは問題である（日本信託法第48条参照）。
- (25) 受託者の信託違反による信託財産の処分について、委託者および受益者は、その受託者に対して損失の補償または信託財産の復旧を請求することができるが、他の受託者は除外されている。共同受託者の連帯責任に関する規定によれば（第32条）、他の受託者は、違反行為に加担していなくても、連帯責任を負わなければならないからであろう。
- (26) 受益者と受託者は対立関係に立っていないからには、「受託者の任務が終了した場合、……、委託者が指定するかまたは指定できない

- 場合」, 受益者が受託者を選任することになっている。奇妙な規定と言えなくもない。
- (27) 日本民法第651条第2項は「当事者ノ一方カ相手方ノ為に不利ナル時期ニ於テ委任ヲ解除シタルトキハ其ノ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス但已ムコトヲ得サル事由アリタルトキハ此限ニ在ラス」と規定する。
- (28) 受託者の信託解除権は、積極的に肯定説に立つ者ではないが、受託者にとってはきわめて重要な権利の一部であると主張されている（信託法研究第10号66頁, 102頁（泉氏質問））。
- (29) 台湾信託法第8条 [信託終了の制限] に同様な規定がある。
- (30) 東京地方裁判所昭和8年12月9日（昭和6年（ワ）第3918号取立金引渡請求事件）法律評論第23巻諸法511頁参照。
- (31) 信託財産の独立性を強調するために設けられた規定と思われるが、その前提である「信託が終了したときは」という文言があるために、他の規定（第39条第1号）と抵触することになっている。
- (32) 第45条の規定は、私益信託における共同受益者（集団信託）に関する規定である。この規定での関連で、信託管理人制度の採用は不可欠のものである。
- (33) 民事信託における信託の監督は、人民法院に委ねるべきものと思われる。ちなみに、信託に関して国家機関たる人民法院が介入し得るのは、詐害信託の取消（第12条）、信託財産に対する強制執行の禁止（第17条）、委託者の取消権および信託財産復旧または損失填補請求権（第22条）、委託者による受託者の解任請求権（第23条）、受益者の権利（第49条第1項・第2項）に関するのみである。これに対して、日本信託法は、裁判所が介入し得る事項として、信託管理人の選任（第8条第1項・第3項）、詐害信託の取消権（第12条第1項民法第424条準用）、信託財産に対する強制執行等の禁止（第16条2項民事執行法第38条および民事保全法第45条準用）、受託者の権利取得の制限（第22条第1項）、管理方法の変更（第23条第1項・第2項）、裁判所の監督（第41条第1項）、受託者の辞任（第46条）、受託者の解任（第47条）、裁判所の管理人選任等処分（第48条）、裁判所の新受託者の選任（第49条第1項）、受益者の

中国信託法について

請求による裁判所の解除命令（第58条）等に関して規定している。

ちなみに、公益信託および営業信託の場合、公益事業管理機構が設立許可権（第62条）やその他の機関が設立許可権を有していても、受益者と受託者間におけるトラブルの解決は裁判所が管轄権を有することは言うまでもない。

V. 結 語

中国信託法の各条文について概観したのであるが、⁽¹⁾ 解釈論ではカバーできないような立法上の問題点が多々見られる。立法作業の段階で他国の制定法・判例を十分に検討されたと思われるが、⁽²⁾ 立法論として、信託の基本的な事項は、基本的な事項として、信託法の中に採り入れなければならないであろう。信託の基本的な事項は、信託制度を有する国での共通する事項として、統一されているからである。

まず、信託の定義について、信託と言い得るためには、形式的に、受託者に対して、「財産権の移転」がなければならない。財産権の移転のないのは、代理、間接代理、委任または寄託と同じで、信託と類似する法制度であるが、信託とは言えないからである。第1草案（第3条）および6草案（第3条）の定義規定は信託の特質を捉えていたのである。⁽³⁾ したがって、「財産権の委託」では解釈論としてカバーできないので、立法論として、「本法において信託と言うのは、委託者が受託者に対する信任に基づいて、委託者の財産権を受託者に移転（その他の処分を為し）て、受託者が委託者の意図に従って、自己の名義で、受益者の利益または特定の目的のために、財産を管理又は処分を行う行為である」と改正すべきであろう。

つぎに、信託の定義規定とも関係することであるが、委託者の地位について、受益者の保護を完全なものとするために、委託者に広範な権利・権限を付与している。委託者は、原則として、信託設定後その信託から離脱することを前提とすべきであろう。委託者が信託関係から離脱しても、委託者の信託設定意図（信託目的）が存続しているので、信託

設定後は受益者と受託者間の関係として、受益者に任せてもよいように思われる。とくに、受託者の信託違反に対する取消権は（第22条）、他国の立法例に見られるように、受益者の固有の権利とするべきであろう⁽⁴⁾。

最後に、立法論として細かいことを言えばまだまだ問題点が存するが、信託の終了に関する規定全体について、信託目的と信託財産が存在するかぎり、受益者のために、委託者の死亡や受託者の更迭に関係なく、信託を存続させるべきであろう。

現在中国では民法総則・合同契約法に次いで、物権法の立法作業が進められており、民法全般の規定が出揃った段階で、信託法の見直しを考慮しておられるようであるが⁽⁵⁾、世界に共通する信託理論に基づいて、ぜひ信託法全体の見直しをすべきことを進言しておきたい。

研究発表後質問時に、能見善久東京大学教授、新井誠筑波大学教授および植田淳神戸外国語大学教授等から大変貴重なご質問やコメントを頂き、深く感謝申し上げたい。

また、懇親会会場においても、数多くの学者・実務家から、「私益信託の規定には、信託管理人や信託財産の管理人の規定がないことの是非」をはじめ、種々の貴重なご質問やご意見を頂いた。関心の深さに敬意を表したいと思う次第である。

- (1) 草案起草者の立法理由その他を検討しないで、各条文のみから検討したもので誤解しているかも知れない。誤解している点があればお許し頂きたいと思っている。
- (2) 中国信託法の各条文について、別稿で各国の立法例を紹介しコメントしている（中国信託法第1条乃至第18条まで、中野「中華人民共和国信託法一条文とコメント—(1)」亜細亜法学第36巻第2号19頁以下、中国信託法第19条乃至第42条まで、同「中華人民共和国信託法一条文とコメント—(2)」亜細亜法学第37巻第1号19頁以下、中国信託法第43条乃至第58条まで、同「中華人民共和国信託法一条文とコメント—(3)」亜細亜法学第38巻第1号67頁以下、中国信託法第59条乃至第74条まで、同「中華人

中国信託法について

民共和国信託法—条文とコメント—(4)・完」亜細亞法学第38巻第2号参照)。

- (3) 本書・4頁(注(2)), 5頁(注(5))
- (4) 日本信託法第31条, 韓国信託法第52条, 台湾信託法第18条および英国信託法第90条 (George W. Keeton and L. A. Sheridan, Digest of the English Law of Trusts, pp. 105~106参照。なお, 委託者が取消権を有しない理由について, 中野「信託受益者の取消権について」, 小林一俊先生古稀記念論文集酒井書店(2004年3月出版予定)参照。
- (5) 李 飛「中国信託法の経緯と今後」信託第212号28頁参照。

中華人民共和國信託法

2001年4月28日第9回全國人民代表大會常務委員會第21次會議において法律第50号として採択，2001年4月28日公布，2001年10月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 信託の設定
- 第3章 信託財産
- 第4章 信託当事者
 - 第1節 委託者
 - 第2節 受託者
 - 第3節 受益者
- 第5章 信託の変更及び終了
- 第6章 公益信託
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条 [本法の制定目的]

本法は、信託関係を調整し、信託行為を規範し、信託当事者の合法的權益を保護し、信託事業の健全なる発展を促進するために制定する。

第2条 [信託の定義]

本法に於いて信託と称するは、委託者が受託者に対する信任に基づいて、委託者の財産権を受託者に委託して、受託者が委託者の意図に従って自己の名義で受益者の利益あるいは特定の目的のため、財産を管理又は処分する行為を言う。

第3条 [本法の適用範囲]

本法は、委託者、受託者及び受益者（以下、信託当事者）が行う中華人民共和国内における民事、営業、公益の各信託活動について適用する。

中国信託法について

第4条 [国務院の制定権]

国務院は、受託者が信託機構の形式で信託活動を行う場合、その組織及び管理について、具体的な規則を制定する。

第5条 [信託活動に対する本法の原則]

信託当事者が信託活動を行うにあたっては、いかなるときでも、法律と行政法規を遵守しなければならない。私的自治、公平及び信義誠実の原則に従い、国家利益と社会公共利益を損なってはならない。

第2章 信託の設定

第6条 [信託目的の必要性]

信託の設定において、いかなるときでも、合法的な信託目的を必要とする。

第7条 [信託財産の必要性]

信託の設定において、いかなるときでも、確定できる信託財産を必要とする。この信託財産は、委託者が合法的に所有する財産でなければならない。

本法において財産と言うのは、合法的な財産上の権利を含む。

第8条 [信託の要式性]

信託は、書面の形式によって設定されなければならない。

書面の形式は、信託契約、遺言又は法律、行政法規の規則に規定されたその他の文書を含む。

信託契約の形式で信託を設定する場合、信託契約の締結と同時に信託行為は成立する。その他の書面以外の方法によって信託を設定する場合、受託者による信託の引受と同時に成立する。

第9条 [信託証書の記載事項]

信託を設定する場合、その書面には下記の事項を記載しなければならない。

- (1) 信託目的
- (2) 委託者、受託者の氏名又は名称及び住所
- (3) 受益者又は受益者の範囲
- (4) 信託財産の範囲、種類及び状況
- (5) 受益者が信託利益を享受する形式及び方法

前項の事項を記載するほか、信託の期限、信託財産の管理方法、受託者の報酬、新受託者の選任方法の形式、信託終了の事由等に関する事項を記載することもできる。

第10条 [信託の登記]

信託の設定にあたり、信託財産に関する法律、行政法規の規則及び登記手続を規定する法律に従って信託の登記をしなければならない。

前項の規定に従って信託の登記をしていない場合、登記の手続をしなければならず、登記の手続をしなければ信託は無効である。

第11条 [信託の無効]

信託は、下記の場合に該当すれば無効である。

- (1) 信託目的が法律、行政法規に違反又は社会的公共利益を損なう場合
- (2) 信託財産が確定できない場合
- (3) 委託者が違法な財産又は本法により信託を設定できない財産を用いて信託を設定した場合
- (4) 訴訟又は債権の取立を主たる目的とした場合
- (5) 受益者又は受益者の範囲が確定できない場合
- (6) 法律、行政法規の規則に規定するその他の場合

第12条 [詐害信託の取消]

委託者が債権者の利益に損害を与える目的で信託を設定した場合、債権者は、人民法院に対して、その信託の取消を請求することができる。

前項の規定により人民法院が信託を取消した場合、善意の受益者が既に取得した信託利益に影響は及ばない。

本条第1項に規定する取消権は、債権者が取消事由を知り又は知り得た日より1年以内に行使しなければ消滅する。

第13条 [遺言信託]

遺言により信託を設定する場合、相続法の規定を準用する。

遺言により受託者に指名された者が信託を引き受けないか又は引き受けることができない場合、受益者は、受託者を選任することができる。受益者が民事行為無能力者又は制限民事行為無能力者である場合、法律の規定に従っ

中国信託法について

て、その後見人が受託者を選任する。但し、遺言に受託者の選任に関する別段の定めがある場合はその定めに従う。

第3章 信託財産

第14条 [信託財産の範囲]

受託者が信託を引受け取得した財産は、信託財産である。

受託者が信託財産の管理、運用、処分又はその他の事由により取得した財産は、信託財産に属する。

法律、行政法規により流通を禁止されている財産は、信託財産にすることはできない。

法律、行政法規により流通を制限されている財産は、法律の規定する主務官庁の許可を受けた後であれば信託財産とすることができる。

第15条 [信託財産の独立性]

信託財産は、委託者が信託を設定していないその他の財産と区別しなければならない。信託設定後、委託者が死亡又は法律の規定により解散、取消若しくは破産の宣告を受けた場合において、委託者が単独受益者であるときは、信託は終了し、信託財産は相続財産或いは破産財団に属する。委託者が単独受益者ではない場合には、信託は存続し、信託財産は相続財産或いは破産財団に属さない。但し、共同受益者である委託者が死亡又は法律の規定により解散、取消若しくは破産の宣告を受けたとき、その受益権は、相続財産或いは破産財団に属する。

第16条 [信託財産の分別]

信託財産は、受託者に属する財産（以下、固有財産）と区別すべきであり、受託者の固有財産に属させ又は固有財産の一部にすることはできない。

受託者の死亡又は法律の規定に従って解散、取消若しくは破産の宣告を受けて信託が終了したとき、信託財産は相続財産或いは破産財団に属さない。

第17条 [信託財産に対する強制執行等の禁止]

下記の場合を除いて、信託財産に対して強制執行することはできない。

- (1) 信託設定前に債権者が信託財産に対して優先的に弁済を受ける権利を有し又は法律の規定により当該権利を行使する場合
- (2) 受託者が信託事務の処理につき生じた債務に対して債権者が当該債務

の弁済を求めた場合

- (3) 信託財産に対する公租公課
- (4) 法律に規定するその他の場合

前項の規定に違反して信託財産に対して強制執行した場合、委託者、受託者又は受益者は、人民法院に異議の申立を行う権利を有する。

第18条 [相殺の禁止]

受託者が信託財産を管理、運用又は処分するにあたって生じた債権は、受託者の固有財産から生じた債務と相殺することはできない。

受託者が異なる委託者の信託財産を管理、運用又は処分するにあたって生じた債権債務は、お互いに相殺することはできない。

第4章 信託当事者

第1節 委託者

第19条 [委託者適格]

委託者になり得る者は、完全な民事行為能力を有する自然人、法人又は法律により成立したその他の組織でなければならない。

第20条 [委託者の権利]

委託者は、信託財産の管理、運用、処分及び収支の状況を調査する権利を有し、受託者に対して説明を求める権利を有する。

委託者は、信託財産に関する信託帳簿及び信託事務の処理、その他の文書の調査、書き取り又は複写する権利を有する。

第21条 [管理方法の変更]

信託設定当時に予見することができない特別な事情により、当該信託財産の管理方法では信託目的を実現することができず又は受益者の利益に適さなくなつた場合、委託者は、受託者に対して当該信託財産の管理方法を変更する権利を有する。

第22条 [委託者の取消権等]

受託者が信託目的に反して信託財産の処分又は管理の責任に違反し、信託事務を処理するにあたり、受託者の過失によって信託財産に損失を生じさせた場合、委託者は、人民法院に対して当該処分行為の取消を請求することができ、受託者に対して信託財産の復旧又は損失の填補を請求することができ

中国信託法について

る。信託目的に違反することを知りながら当該信託財産を受取った者は、信託財産の返還或いは賠償をしなければならない。

前項に規定する請求権は、委託者が取消事由を知り又は知り得た日より1年以内に行使しなければ消滅する。

第23条 [委託者の解任請求権]

受託者が信託目的に違反して信託財産の処分又は信託財産を管理、処分するにあたり重大な過失があるとき、委託者は、信託証書の定めに従って、受託者を解任するか又は人民法院に対して、受託者の解任を請求することができる。

第2節 受託者

第24条 [受託者適格]

受託者になり得る者は、完全な民事行為能力を有する自然人又は法人である。

法律、行政法規の規則に規定する受託者適格の要件について、別段の定めがある場合にはその定めに従う。

第25条 [受託者の忠実義務]

受託者は、信託証書の定めを遵守し、受益者の最大利益のために尽力し、信託事務を処理しなければならない。

受託者は、任務を遵守し、誠実、信用、慎重、有効的に管理の義務を遂行し、信託財産を管理しなければならない。

第26条 [受託者の信託利益享受の禁止]

受託者は、本法の規定に従って報酬を得る場合を除くの外、信託財産を利用して自己のために利益を追求してはならない。

受託者が前項の規定に違反して、信託財産を利用して自己のために利益を追求した場合、受託者が得た利益は信託財産に帰属する。

第27条 [信託財産の固有財産化の禁止]

受託者は、信託財産を固有財産にすることはできない。信託財産を固有財産にした場合、当該信託財産の原状回復をしなければならない。信託財産に損害が生じた場合は賠償責任を負う。

第28条 [利益相反行為の禁止]

受託者は、固有財産と信託財産又は委託者の異なる信託財産との間でいかなる取引もしてはならない。但し、信託証書に別段の定めがあるか又は委託者或いは受益者の同意があり、適正な市場価格で取引する場合を除く。

受託者は、前項の規定に違反して信託財産に損失を生じさせた場合、賠償の責任を負う。

第29条 [信託財産の分別管理義務]

受託者は、信託財産、固有財産及び他の信託財産と分別管理し、分別会計としなければならない。

第30条 [自己執行義務]

受託者は、自ら信託事務を処理しなければならない。但し、信託証書に別段の定めがあるか又はやむを得ない事由がある場合には、第三者に委託することができる。

受託者は、法律の規定に従って、信託事務を第三者に委託した場合、第三者が代行して為した信託事務の処理に対して責任を負わなければならない。

第31条 [共同受託者]

同一信託において受託者が二人以上いる場合、共同受託者とする。

共同受託者は、共同で信託事務を処理しなければならない。但し、信託証書に各々の受託者が処理すべき事務を具体的に定めている場合は、その定めに従う。

共同受託者は、共同で信託事務の処理をするとき、その意見が一致しない場合、信託証書の定めに従って処分する。信託証書に定めがない場合、委託者、受益者又は利害関係人によって決められる。

第32条 [共同受託者の連帯責任]

共同受託者は、信託事務の処理にあたり第三者に対して生じた債務について連帯して弁済する義務を負わなければならない。第三者が共同受託者の一人に対して為した意思表示は、他の受託者に対しても同様の効力を生じる。

共同受託者の一人が信託目的に違反して信託財産を処分するか又は管理の任務に違反して不正に信託事務を処理したために信託財産に損失を生じさせた場合、他の受託者も連帯して賠償の責任を負わなければならない。

第33条 [受託者の記録保存義務及び守秘義務]

受託者は、信託事務の処理に関するすべての記録を保存しなければならない

中国信託法について

い。

受託者は、毎年一回、一定の時期において、信託財産の管理、運用、処分及び収支状況を委託者及び受益者に報告しなければならない。

受託者は、委託者、受益者に対する関係について、信託事務を処理した状況と資料に対して、法律に従って秘密を守らなければならない。

第34条 [受託者の給付義務]

受託者は、信託財産を限度として、受益者に対して、信託利益を給付しなければならない。

第35条 [受託者の報酬請求権]

受託者は、信託証書の定めに従って、報酬を受ける権利を有する。予め信託証書に定めがない場合は、信託当事者の協議により特段の定めを付することができる。事前の特段の定め又は事後の補充がなされない場合、報酬を受けることはできない。

信託当事者の協議により特段に定めた報酬は、増額又は減額することができる。

第36条 [受託者の報酬請求権行使の要件]

受託者は、信託目的に違反して信託財産を処分するか又は管理の任務に違反して不正に事務を処理したために信託財産に損失を生じさせた場合、信託財産を原状回復させるか又は賠償するまでは報酬の支払を請求することはできない。

第37条 [受託者の補償請求権]

受託者が信託事務の処理のために支出した費用及び第三者に対して負担した債務は、信託財産が負担する。受託者は、固有財産により事前に費用を負担した場合、信託財産に対して優先的に補償を受ける権利を有する。

受託者が管理の任務に違反するか又は不正に信託事務を処理した場合、受託者は、第三者に負担した債務又は自己が受けた損失を固有財産をもって負担しなければならない。

第38条 [受託者の辞任]

信託設定後、受託者は、委託者と受託者の同意があれば、辞任することができる。本法において公益信託の受託者について別段の定めがある場合、その定めに従う。

受託者が辞任した場合、新受託者が選任されるまでは、前受託者が引き続き信託管理事務の責任を負わなければならない。

第39条 [受託者の任務終了]

受託者は、下記に該当する場合、その任務は終了する。

- (1) 死亡又は法律に従って死亡を宣告された場合
- (2) 法律に従って民事行為無能力者又は制限民事行為無能力者であることを宣告された場合
- (3) 法律に従って罷免又は破産の宣告を受けた場合
- (4) 法律に従って解散又は法定資格を喪失した場合
- (5) 辞任又は解任された場合
- (6) 法律、行政法規の規則その他の場合

受託者の任務が終了した場合、受託者の相続人或いは遺産管理人、後見人、精算人は、信託財産を適切に保管し、新受託者の信託事務の引継ぎに協力しなければならない。

第40条 [新受託者の選任]

受託者の任務が終了した場合、信託証書の定めに従って新受託者を選任する。信託証書に定めがない場合、委託者によって選任される。委託者が指定しないか又は指定する能力がない場合、受益者によって選任される。受益者が民事行為無能力者又は制限民事行為無能力者である場合、法律の規定に従って、その後見人が代行して選任する。

新受託者は、前受託者の信託事務を処理する権利と義務を承継する。

第41条 [退任受託者の報告書作成義務]

受託者は、本法第39条第1項第(3)号乃至第(6)号を事由にして任務が終了した場合、信託事務の処理に関する報告書を作成し、信託財産の移転手続及び信託事務の移転手続をしなければならない。

前項の報告書は、委託者又は受益者の許可を受けて、前受託者に対して報告書に列挙された事項について免責する。

第42条 [残存共同受託者の任務]

共同受託者の一人が任務を終了した場合、信託財産は、その他の受託者によって管理又は処分される。

第3節 受益者

第43条 [受益者の定義]

受益者は、信託において、信託の利益を享受する者である。受益者は、自然人、法人又は法律の規定に従って成立した他の組織である。

委託者は受益者になることができる。同一の信託において単独受益者になることもできる。

受託者は、受益者になることもできるが、同一の信託において単独受益者になることはできない。

第44条 [受益者の信託利益の享受]

受益者は、信託の効力発生時より信託の利益を享受することができる。信託証書に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

第45条 [共同受益者の信託利益の配分方法]

共同受益者は、信託証書の定めに従って信託利益を享受する。信託証書上、信託利益に関して配分比率又は配分方法の定めがない場合、各受益者は、均等配分によって信託利益を享受する。

第46条 [受益権の放棄]

受益者は、信託の受益権を放棄することができる。受益者全員が信託の受益権を放棄する場合、信託は終了する。

一部の受益者が信託の受益権を放棄する場合、放棄された信託の受益権は、下記の順位で帰属する。

- (1) 信託証書により定められた人
- (2) その他の受益者
- (3) 委託者又はその相続人

第47条 [受益者の期限到来後の債務]

受益者が期限の到来した債務を弁済できない場合、その信託の受益権をもって債務を弁済することができる。但し、法律、行政法規及び信託証書に制限的な定めのある場合を除く。

第48条 [受益権の譲渡及び承継]

受益者は、法律の規定に従って、信託の受益権の譲渡及び承継することができる。但し、信託証書に制限的な定めがある場合を除く。

第49条 [受益者の権利]

受益者は、本法第20条乃至第23条に規定する権利を行使することができる。受益者は、前記の権利を行使するにあたり委託者と意見が一致しない場合、人民法院に対して裁定を請求することができる。

受託者は、本法第22条第1項に列挙された行為において、共同受託者の一人が人民法院に対してその処分行為の取消を請求し、人民法院が取消を認める裁定を下した場合、共同受益者の全員にその効力が及ぶ。

第5章 信託の変更及び終了

第50条 [信託の解除]

受託者が受益者と同一人である場合、委託者又はその相続人は、信託を解除することができる。信託証書に別段の定めのある場合には、その定めに従う。

第51条 [委託者の受益者変更権]

信託設定後、下記に該当する場合、委託者は、受益者を変更するか又は受益者の有する信託の受益権を処分することができる。

- (1) 受益者が委託者に対して重大なる権利侵害を行った場合
- (2) 受益者がその他の共同受託者に対して重大なる権利侵害を行った場合
- (3) 受益者の同意を得た場合
- (4) 信託証書に定めるその他の事情が生じた場合

前項第(1)号、第(3)号、第(4)号に該当する場合、委託者は、信託を解除することができる。

第52条 [信託の非終了事由]

信託は、委託者又は受託者の死亡、民事行為能力の喪失、法律の規定による解散、取消若しくは破産の宣告を受けたことによって終了せず、又受託者の辞任によっても終了しない。但し、本法又は信託証書に別段の定めがある場合を除く。

第53条 [信託の終了事由]

下記の事由に該当する場合、信託は終了する。

- (1) 信託証書の定めに従って終了事由が発生した場合
- (2) 信託の存続が信託目的に違反する場合
- (3) 信託目的の達成又は不達成の場合

中国信託法について

(4) 信託が取り消された場合

(5) 信託が解除された場合

第54条 [信託財産の帰属権利者]

信託が終了した場合、信託財産は、信託証書に定める者に帰属する。信託証書に別段の定めがない場合、下記の順位で帰属する。

(1) 受益者又はその相続人

(2) 委託者又はその相続人

第55条 [権利移転までの信託の存続]

前条の規定に従って信託財産の帰属が確定した後、その信託財産を帰属権利者に移転するまで、信託は存続し、帰属権利者を受益者と看做す。

第56条 [信託終了後の信託財産に対する強制執行]

信託の終了後、本法第17条に規定する事由に従って、原信託財産に対して強制執行する場合、帰属権利者を被執行人と看做す。

第57条 [信託終了における受託者の権利保護]

信託の終了後、受託者は、本法の規定に従って報酬支払請求権及び信託財産に対する補償請求権を有している場合、信託財産を留置し又は信託財産の帰属権利者に請求することができる。

第58条 [信託の終了における受託者の計算報告書作成義務]

信託の終了後、受託者は、信託事務の処理に関する清算報告書を作成しなければならない。受益者或いは信託財産の帰属権利者が清算報告書に異議を申し立てない場合、受託者は、清算報告書に記載された事項について責任を解除する。但し、受託者に不正行為がある場合を除く。

第6章 公益信託

第59条 [公益信託における準用規定]

公益信託には、本章の規定を適用する。本章に規定がない場合には、本法及びその他関連する法律の規定を適用する。

第60条 [公益信託の公益性]

下記に規定する公共の利益を目的として設定された信託は、公益信託である。

(1) 貧困者の救済

- (2) 被災者の救済
- (3) 障害者の扶助
- (4) 教育, 科学技術, 文化, 芸術, 体育事業の発展
- (5) 医療衛生事業の発展
- (6) 環境保護事業の発展及び生態環境の維持
- (7) その他社会公益事業の発展

第61条 [公益信託の奨励]

国家は, 公益信託の発展を奨励する。

第62条 [公益信託の許可]

公益信託の設定及び受託者の確定は, 公益事業関係管理機関(以下, 公益事業管理機構)の許可を得なければならない。

公益事業管理機構の許可を得ていない場合, 公益信託の名称で活動することはできない。

公益事業管理機構は, 公益信託の活動について支援しなければならない。

第63条 [非公益目的に対する信託財産の使用禁止]

公益信託における信託財産及びその収益は, 非公益目的に使用することはできない。

第64条 [公益信託における信託監察人の設置]

公益信託は, 信託監察人を設置しなければならない。

信託監察人は, 信託証書により定める。信託証書に定めがない場合, 公益事業管理機構が指名する。

第65条 [信託監察人の権限]

信託監察人は, 自己の名義で受益者の利益を保護するために, 訴訟の提起又はその他の法律行為を行う権利を有する。

第66条 [公益信託における受託者の辞任]

公益信託の受託者は, 公益事業管理機構の許可を得なければ辞任することはできない。

第67条 [公益事業管理機構の検査]

公益事業管理機構は, 受託者の公益信託事務の処理状況及び財産状況を検査することができる。

受託者は, 少なくとも毎年一回信託事務の処理状況及び財産状況の報告書

中国信託法について

を作成し、信託監察人の許可を得て公益事業管理機構に報告し、審査を経て公告しなければならない。

第68条 [公益事業管理機構による受託者の変更]

公益信託の受託者が信託義務に違反し又は任務を遂行できない場合、公益事業管理機構は、受託者を変更することができる。

第69条 [公益事業管理機構による信託条項の変更]

公益信託の設立後、信託設定時に予見し得ない事由が生じた場合、公益事業管理機構は、信託目的に従って、信託証書に係るある条項に変更することができる。

第70条 [公益信託における受託者の報告義務]

公益信託を終了する場合、受託者は、終了事由の発生日より15日以内に、終了の事由及び期日を公益事業管理機構に報告しなければならない。

第71条 [公益信託における受託者の任務]

公益信託を終了する場合、受託者は、信託事務の処理に関する清算書を作成し、信託監察人の許可を得て、公益事業管理機構に報告し、その審査を経て公告しなければならない。

第72条 [公益目的の継続]

公益信託が終了した場合、信託財産の帰属権利者が不在又は信託財産の帰属権利者が不特定の社会公衆であるときは、公益事業管理機構の許可を得て、受託者は信託財産を当初の公益目的に類似するその他の公益信託に信託財産を移転しなければならない。

第73条 [信託当事者の提訴権]

公益事業管理機構が本法の規定に違反する場合、委託者、受託者又は受益者は、人民法院に対して提訴する権利を有する。

第7章 附 則

第74条 [施行期日]

本法は、2001年10月1日より施行する。

(亜細亜大学教授)

